

PlaPi<sup>®</sup>  
サービス約款  
Musute 別紙

株式会社 JSOL

「PlaPi サービス約款 Musute 別紙」(以下「追加約款」といいます。)は、本サービスの拡張機能である Musute の利用についての契約条件を定めるものです。追加約款は、PlaPi サービス約款 (以下「本約款」といいます。)の一部を構成するものとし、本サービスのうち Musute のみを利用する場合においても、追加約款で定めのない事項は本約款に従うものとし、

## 第1条 (定義)

1. 追加約款における次の用語の定義は以下のとおりとし、本条に定めのない用語は本約款のとおりとします。

Musute	本サービスの拡張機能として、追加約款第2条で定めるサービスをいいます。
運営関係者	当社を除き、Musute の利用データが開示される第三者をいい、利用者に対し防災備蓄品を販売する法人や、防災備蓄品の寄付先マッチングをする法人をいいます。なお、利用者が運営関係者から防災備蓄品の購入を希望する場合、もしくはサービス利用を希望する場合は、利用者と運営関係者間で別途契約を締結するものとし、
Musute 利用契約	本約款および追加約款に基づき、当社と利用者との間に成立する Musute の利用契約をいいます。
Musute 利用データ	Musute 上で利用者が登録する商品情報や関連するデータ (防災備蓄に関する情報をいいます。)をいいます。
Musute_サービス利用申込書	Musute の利用のために利用者が当社に提出する申込書をいいます。以下、追加約款において「Musute 申込書」といいます。

## 第2条 (Musute)

1. Musute のサービス内容は、「サービス仕様書\_Musute 別紙」(以下「サービス仕様書」といいます。)に記載のとおりとします。
2. 当社は、利用者の Musute の利用に重大な変更を及ぼさないと判断した場合には、事前の通知なく随時、Musute のサービス内容やサービス仕様書を追加、変更、修正、削除できるものとし、

## 第3条 (Musute 利用契約と契約期間)

1. 利用者が Musute の利用を希望する場合、当社に対し Musute サービス利用申込書を提出し、当社が承諾の通知をした時点をもって Musute の利用契約が成立します。なお、契約期間は Musute サービス利用申込書に記載の期間とします。

## 第4条 (利用料金、支払条件)

1. Musute の利用料金および支払条件は、Musute サービス利用申込書に定めるとおりとします。なお、Musute サービス利用申込書に記載のオプションサービスの利用を希望する場合は、予め PlaPi サービス仕様書により内容をご理解のうえ、申込する必要があります。

2. 契約期間において税法の改正により消費税等の税率が変動したとき、当社が一括で利用料金を受領している場合は、当社は当該改正税法施行日以降における当該期間の消費税等相当額を変動後の税率で改めて算出し、既に受領済の消費税等額との差額を追加で請求します。

#### 第5条 (Musute 利用データの第三者利用)

1. 本約款第6条に定めるとおり、利用データに関する所有権は利用者に帰属しますが、当社は Musute 運営に必用な範囲で Musute 利用データを利用者へ事前に通知することなく運営関係者に開示し、当社及び運営関係者にて利用および複製並びに翻案できるものとします。なお、当社および運営関係者が、利用データへアクセスすることはありません。
2. 当社は、本サービス範囲を拡張する場合、利用者に対し予め目的・内容を通知したうえで、Musute 利用データを他の関連サービスの用途に活用できるものとします。

#### 第6条 (Musute の終了及び利用契約の解除)

1. 利用者は、本約款第15条に準じて当社所定の解除申込書を提出することにより、Musute 利用契約を残存の契約期間にかかわらず、解除希望日をもって解除できるものとします。この場合、当社は受領済の料金を返金しません。
2. 当社が、本約款第14条第1項のいずれかに該当し Musute 利用契約を解約する場合において、契約期間が2年以上、且つ1年以上の残存期間があるときは、残存期間に対し1年を単位として返金します。なお、1年に満たない契約期間は返金対象外とします。

#### 第7条 (運営関係者の守秘義務)

1. 当社は運営関係者に対し、本約款第20条(秘密保持)や第21条(個人情報)を含め、本約款および追加約款に基づき当社が利用者に対して負うべき義務と同等の義務を課すものとします。

#### 第8条 (禁止事項)

1. 利用者が当社と Musute 利用契約のみを締結した場合は、Musute に関するデータ以外は入力しないものとします。
2. 利用者は、法令上、保有または譲渡を禁止されている商品もしくは許認可が必要な商品の利用データを Musute に登録しないものとします。

#### 第9条 (損害賠償)

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社が利用者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由又は当社が本約款または追加約款に違反したことが直接の原因で利用者に現実に発生した通常の損害に関する金銭賠償請求に限定され、損害賠償の額は Musute 利用契約の利用料金として当社が当該損害の発生月に受領すべき金額に相当する額を超えないものとします。なお、本約款第28条(免責)に定める不可抗力事由等当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

## 第10条（免責）

1. 本約款第29条にて定める免責事項に加え、Musuteの正確性やMusute利用の結果、寄付マッチングの成立を保証するものではありません。運営関係者と利用者間でのトラブル等が生じた場合は当事者間で解決するものとし、当社は一切関与しません。

（制定：2024年4月11日）

## 改訂履歴

版数	改定日	変更内容
v20240430	2024/04/30	初版発行